

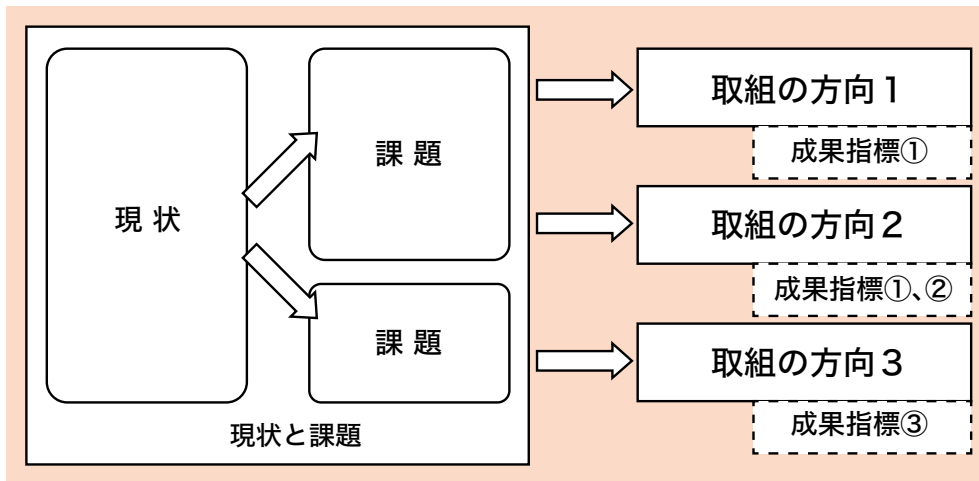
施策分野別基本計画

【1】 施策分野別基本計画とは

施策分野別基本計画は、基本構想に定める将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」と6つの目指すまちの姿を実現するため、17の政策に基づき取り組む施策を示したものです。

【2】 施策の構成

【施策の構成イメージ】



本基本計画では施策ごとに本市の現状と課題、課題解決に向けた取組の方向で構成されており、上の図はそのイメージを掲載しています。

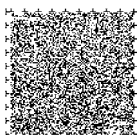
さらに、取組の方向ごとに進捗状況を測るための成果指標と、成果指標の具体的な目標値を設定しています。また、その達成状況によって手段（事業）を見直せるよう進行管理を行います。

目標値は、原則として平成30（2018）年度を基準値とし、令和5（2023）年度を中間目標、令和9（2027）年度を最終目標として全129指標を設定しています。

【3】 施策と SDGs の関連

各施策において SDGs の17のゴールを意識して取り組むとともに、各施策がどのゴールと深い関わりがあるかを分かりやすく示すため、関連する主なゴールと、施策の取組がどのようにゴールの達成に寄与するかを掲載しています。

【SDGs の17のゴール】



【施策分野別基本計画の見方】

The infographic illustrates the layout of a policy plan. It features a main title '子どもを生み育てやすい環境の整備' (Improvement of a child-friendly environment for raising children). The plan is organized into seven numbered sections: 1. Policy Number and Name, 2. Policy Number and Name of the Basic Concept, 3. Current Status and Issues, 4. Photos and Data of the Policy, 5. Direction of Implementation, 6. Achievement Indicators, and 7. Glossary. The infographic includes a grid of photos showing children in a classroom, a table of achievement indicators with numerical data, and various icons representing different aspects of the policy.

① 施策の番号と名称

② 施策が属する基本構想の政策の番号と名称

③ 現状と課題

施策の現状や課題、今後の展望などについて記載しています。

④ 施策に関する写真、データ

施策の取組をイメージできる写真やデータなどを掲載しています。

⑤ 取組の方向

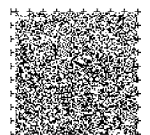
施策の課題を解決するための必要な取組の方向を記載しています。また、取組の方向ごとにSDGsのどのゴールに主に関連するか示しました。

⑥ 成果指標

取組の方向ごとに進捗状況を測るための成果指標と、成果指標の具体的な目標値を設定しています。目標値は、原則として平成30（2018）年度を基準値とし、令和5（2023）年度を中間目標、令和9（2027）年度を最終目標としました。なお、巻末の付属資料に一覧を掲載しています。

⑦ 用語解説

専門用語などの解説を記載しています。なお、巻末の付属資料に一覧を掲載しています。



序論

基本構想

基本計画

I

II

III

IV

V

VI

重点テーマ

緑区

中央区

南区

資料属

【4】施策一覧

目指すまちの姿Ⅰ

夢と希望を持って成長できるまち

政策1 子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります

- 施策1 子どもを生き育てやすい環境の整備…………… 44
- 施策2 子ども・若者の育成支援…………… 46

政策2 生涯にわたる豊かな学びの機会をつくります

- 施策3 幼児教育・学校教育の推進…………… 48
- 施策4 家庭や地域における教育力の向上…………… 50
- 施策5 生涯学習・社会教育の振興…………… 52

目指すまちの姿Ⅱ

笑顔で健やかに暮らせるまち

政策3 共に支え合い、いきいきと暮らせる社会をつくります

- 施策6 地域福祉の推進…………… 56
- 施策7 生活に困窮する人の自立支援…………… 58
- 施策8 地域包括ケアシステムの充実と高齢者の社会参加に向けた取組の推進… 60
- 施策9 障害のある人の地域生活の支援と社会参加に向けた取組の推進…………… 62

政策4 健康で心豊かに暮らせる社会をつくります

- 施策10 健康づくりの推進 …………… 64
- 施策11 医療体制の充実 …………… 66

政策5 個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります

- 施策12 多文化共生の推進と世界平和の尊重 …………… 68
- 施策13 人権の尊重と男女共同参画の推進 …………… 70

目指すまちの姿Ⅲ

安全で安心な暮らしやすいまち

政策6 災害に強い都市基盤と地域社会をつくります

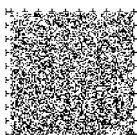
- 施策14 災害対策の推進 …………… 74
- 施策15 消防力の強化 …………… 76

政策7 安全で安心な市民生活を守ります

- 施策16 保健衛生体制の充実 …………… 78
- 施策17 防犯や交通安全・消費者保護対策の推進 …………… 80

政策8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります

- 施策18 暮らしやすい住環境の形成 …………… 82
- 施策19 魅力的な景観の形成 …………… 84



活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち

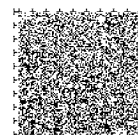
政策 9	活力と魅力あふれる都市をつくります	
施策20	都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進	88
施策21	広域交通ネットワークの形成	90
施策22	安心して移動できる地域交通の形成	92
施策23	首都圏南西部における広域交流拠点の形成	94
施策24	市街地整備の推進と拠点の形成・活性化	95
政策10	日本の経済を牽引する多様な産業を振興します	
施策25	国際的なビジネス拠点の形成と新たな社会経済の仕組みの構築	96
施策26	誰もが働きやすい環境の整備	98
施策27	商業の振興	100
施策28	観光交流都市の形成	102
施策29	持続可能な力強い農業の確立	104
政策11	基地全面返還の実現を目指します	
施策30	基地の早期返還の実現	105
政策12	文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくります	
施策31	スポーツの推進とスポーツを通じた活力あふれるまちづくりの実現	106
施策32	文化の振興と文化を通じた活力の創出	108

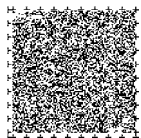
人と自然が共生するまち

政策13	地球環境にやさしい社会をつくります	
施策33	温室効果ガスの削減と気候変動への適応	112
施策34	環境を守る体制の充実	114
施策35	循環型社会の形成	116
施策36	廃棄物の適正処理の推進	118
政策14	恵み豊かな自然環境を守り育てます	
施策37	水源環境と森林環境の保全・再生・活用	120
施策38	野生鳥獣の適正な管理	122
施策39	生物多様性の保全と活用	124
政策15	やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくります	
施策40	生活環境の保全	126
施策41	公園や身近な自然の適正な管理・利活用と都市緑化の推進	127

多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち

政策16	いきいきとした地域コミュニティをつくります	
施策42	多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進	130
施策43	区制を生かした魅力あるまちづくりの推進	132
政策17	持続可能な行財政運営を行います	
施策44	効率的な行政サービスの提供	134
施策45	市民と行政のコミュニケーションの充実	136
施策46	公共施設マネジメントの取組の推進	138
施策47	戦略的なシティプロモーション	140





政策1 子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります

- 施策 1 子どもを生き育てやすい環境の整備 44
- 施策 2 子ども・若者の育成支援 46

政策2 生涯にわたる豊かな学びの機会をつくります

- 施策 3 幼児教育・学校教育の推進 48
- 施策 4 家庭や地域における教育力の向上 50
- 施策 5 生涯学習・社会教育の振興 52



子どもを生き育てやすい環境の整備

政策1 子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくりまします

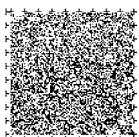
現状と課題

保護者の就労環境の変化に対応するため、子どもを必要な時に預けることができるよう、保育所・児童クラブ^{※1}の待機児童対策などを推進し、子育てしやすい環境の整備を進めている一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立感、負担感の増大が課題となっています。

こうした中、子どもを生き育てることに喜びを感じながら、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、地域で子育てを支える環境づくりを進めるとともに、母子保健の更なる充実や、多様化する保育ニーズへの対応、障害のある子どもに対する相談や療育の支援体制の充実など、福祉・医療・教育等の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組む必要があります。



- ※1 **【児童クラブ】**
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象として、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、健全育成を図ることを目的とするもの。
市立の児童クラブは68箇所、民間の児童クラブは49箇所ある。
- ※2 **【乳幼児】**
0歳から就学前までの期間の子どものこと。
- ※3 **【民間療育支援施設】**
障害のある児童に対して、医療や保育により、児童の発達能力を促進し、自立を育成するとともに、保護者への支援をする民間の施設。
- ※4 **【医療的ケア児】**
NICU（新生児集中治療室）などに長期入院した後、引き続き人工呼吸器などの使用やたんの吸引、経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある児童。
- ※5 **【重症心身障害児】**
重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複しており、言葉で意思を伝えることや自力で体を動かすことが難しいため介助が必要な児童。



取組の方向

1 安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊産婦のケアや乳幼児^{※2}の健康、発育・発達、親の育児などを支援する環境を整え、母子保健の充実や家庭の経済的な負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組めます。



2 子育て支援の充実

地域で子育てを支援する人材を育成し、親子が気軽に相談や情報交換をすることができる場を充実させ、子育ての悩みや不安を抱え込まないよう環境づくりを推進するとともに、保育所及び児童クラブの施設整備、人材確保などによる、待機児童の解消や保育の質の向上に向けた取組を推進します。

また、子どもの医療費の助成や手当の支給などにより、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るとともに、様々な家庭の環境に応じた子育て支援の充実に取り組めます。



3 障害のある子どもへの支援の充実 (施策9再掲)

障害のある子どもに対する相談機能とサービス支援の充実により、障害を早期に発見し適切な療育を行うとともに、民間療育支援施設^{※3}への技術支援の充実や関係機関との連携体制を構築するなど、医療的ケア児^{※4}や重症心身障害児^{※5}を含め障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりやライフステージに応じた切れ目のない支援を進めます。



成果指標

① 妊娠届出時の保健師面接率

必要な情報や相談先の提供、早期の相談が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
90.3%	95.8%	100%

② 産婦健康診査の受診率

産後うつや新生児虐待予防などが図られているかを見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
71.8%	77.4%	83.0%

③ 子育て広場の利用者数

親子が気軽に相談や情報交換することができる場の充実が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
187,999人	243,900人	253,500人

④ 保育を必要とする人が、保育を受けることができる割合

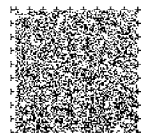
子育て支援の充実が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
99.4%	99.9%	100%

⑤ 療育相談、発達障害相談者数 (施策9再掲)

障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりが図られているかを見る指標 (対応する取組の方向3)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
1,858人	2,040人	2,200人



序論

構基本

計基本

I

II

III

IV

V

VI

重点

マ

緑区

中央区

南区

資付

料属

現状と課題

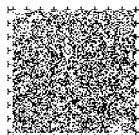
相模原市子どもの権利条例（平成27年相模原市条例第19号）の制定などにより、子どもが安全で安心して生活できる環境づくりが進んでいますが、核家族化や共働き世帯の増加、情報化社会の進展など、子ども・若者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このため、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりや、若者が活躍できる環境づくりをより一層進めるほか、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援の充実を図る必要があります。



冒険遊び場

- ※6 **【児童館】**
 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置される屋内型児童厚生施設。
 市内に23館あり、遊戯室、集会室、図書室などがある。
- ※7 **【こどもセンター】**
 児童に健全な遊びを与え、健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする施設で、児童館としての機能、地域の健全育成を高める機能、児童クラブの機能を併せ持つ。
 市内に24館あり、遊戯室、集会室、幼児室、図書室、児童クラブ室などがある。



取組の方向

1 子どもが健やかに育ち、若者が活躍するための環境づくりの推進

地域や関係機関との連携を図りながら、放課後の子どもの居場所づくりや地域での交流・体験活動の機会の充実など、子どもが将来に夢や希望を持ち、健やかに成長するとともに、若者が活躍できる環境づくりを推進します。



2 困難を有する子ども・若者の支援の充実

児童虐待の防止、早期発見・早期対応を図り、虐待を受けた子どもが安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、子どもの貧困対策の推進などにより、子ども・若者がその生まれ育った環境に左右されることなく、社会で活躍できるよう取組を推進します。



冒険遊び場

成果指標

① 児童クラブの確保提供量 (児童クラブにおいて受け入れることができる児童数)

児童クラブへのニーズに対応が図られているかを見る指標
(対応する取組の方向1)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
6,485人	7,813人	8,731人

② 児童館^{※6}及びこどもセンター^{※7}の利用者数

放課後の子どもの居場所づくりが図られているかを見る指標
(対応する取組の方向1)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
1,100,213人	1,168,400人	1,183,500人

③ 里親の登録者数【累計】

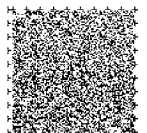
困難を有する子ども・若者の支援の充実が図られているかを見る指標
(対応する取組の方向2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
55人	92人	118人

④ 安全確認実施率 (虐待相談後、48時間以内に子どもの安全確認を行った割合)

児童虐待の早期発見・早期対応が図られているかを見る指標
(対応する取組の方向2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
100%	100%	100%



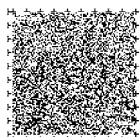
現状と課題

学習指導要領で求められる教育内容の充実をはじめ、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、小学校と中学校の連携体制や、悩みを抱える子どもの相談支援体制の強化など、幼児教育・学校教育の充実を図ってきましたが、予測困難な時代を迎える中、子どもを取り巻く環境は複雑・多様化しています。

このため、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援など、これまでの取組をより一層推進するとともに、幼児期から義務教育終了後までを見通した連続性のある学びにより、子どもの未来を切り拓く力を育成する必要があります。



試行錯誤を繰り返して学ぶプログラミング教育の授業



取組の方向

1 未来を切り拓く力の育成

幼児期からの各発達段階に応じて、子どもが直面する課題解決のために必要な知識・技能を習得し、他者と協働しながら主体的に探究していく学びを推進することにより、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を育成します。



2 共生社会の実現に向けた取組の推進

共生社会の実現に向けて、多様性や人権、命を尊重する子どもの心を育成するとともに、障害、母語が外国語のほか、生まれ育った環境などにより様々な困難を抱える子どもや、不登校・いじめの状態にあるなど悩みを抱える子どもを温かく支援するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育などの取組を推進します。



3 教育環境の充実

幼児教育や学校教育に必要とされる人材の確保や、教員などに求められる資質・能力の向上を図るとともに、教員が子どもに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革を推進し、教育現場の指導体制を充実させます。

また、学校の施設・設備の充実や望ましい学校規模の実現に向けた取組などにより、安全・安心で質の高い教育環境を整えます。



成果指標

① 自分には良いところがあると思う児童生徒の割合

様々なことに挑戦しようとする意欲の源泉である自己肯定感が育まれているかを見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
76.1%	79.0%	82.0%

② 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合

未来への前向きな気持ちや自分らしい生き方を実現しようとする意欲が育っているかを見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
76.7%	77.7%	78.7%

③ 基礎学力の定着度

(学習調査における目標値を達成する児童の割合)

子どもが直面する課題解決のために必要な知識・技能が習得できているかなどを見る指標 (対応する取組の方向1・3)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
60.8%	65.9%	70.0%

④ 多様性を尊重できる児童生徒の割合

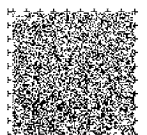
(人の得意なことや苦手なことを、その人らしさとして認めることができると思う児童生徒の割合)

子どもの多様性を尊重する心の育成が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向2)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
88.4%	89.4%	90.4%



外国人英語指導助手 (ALT) を活用した英語教育の授業



家庭や地域における教育力の向上

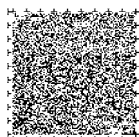
現状と課題

家庭教育は全ての教育の出発点ですが、家庭環境の多様化や地域コミュニティの希薄化に伴い、子どもの基本的な生活習慣や社会性の育成などに課題を抱える家庭や地域で孤立する家庭の増加が指摘されており、地域全体で家庭教育を支える取組が求められています。

また、子どもを取り巻く家庭や地域の状況の変化に加えて、学校が抱える課題も複雑・多様化しており、その課題解決や未来を担う子どもの豊かな学びと成長のためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みづくりなど、地域全体で子どもの成長を支える取組が求められています。



地域と学校が子どものために一緒に活動している様子



取組の方向

1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

主体的に行動できる子どもの育成に向け、子どもの個性や可能性に気付き、認め、寄り添いながら歩むことができる子どもに関わる活動の担い手の育成や、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための仕組みづくりなど、地域全体で子どもの成長を支える取組を推進します。



2 家庭教育を支える取組の推進

子どもの基本的な生活習慣や社会性の育成などに当たって重要となる家庭教育に関する学習機会を充実させるとともに、地域における家庭教育支援の担い手を育成するなど、地域全体で家庭教育を支える取組を推進します。



成果指標

① 地域で子どもに関わる活動をしたことがある市民の割合

地域全体で子どもの成長を支える取組が進んでいるかを見る指標
(対応する取組の方向1)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
55.9%	58.0%	60.0%

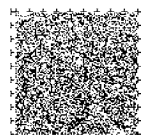
② 家庭教育支援事業の参加者数

家庭教育に関する学習機会の充実が図られているかを見る指標
(対応する取組の方向2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
1,920人	2,180人	2,670人



家庭教育に関する様々な授業



現状と課題

人生100年時代^{※9}の到来など社会状況が変化する中、学習機会を得ていると思う市民の割合は増加しているものの、生涯にわたり学び、自己の可能性を広げて豊かな人生を送ることができるよう、多様な学習ニーズに対応し、より一層様々な学習機会を提供する必要があります。

また、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化など地域を取り巻く環境が変化する中で、地域課題の解決に向けた学びを促進し、その成果を地域コミュニティの維持・活性化の活動につなげていくことが求められています。



図書館



博物館



公民館

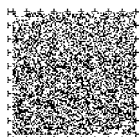
※8 【社会教育】

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）。

※9 【人生100年時代】

ロンドン・ビジネス・スクール教授リンダ・グラットン氏が共著「ライフ・シフト 100年時代の人生戦略」で提唱した言葉。

寿命の長期化によって先進国の2007年生まれの2人に1人が103歳まで生きる時代が到来するとし、100年間生きることを前提とした人生設計の必要性を論じたもの。



取組の方向

1 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供

誰もが豊かな人生を送ることができるよう、学び始めるきっかけや、仲間とつながりながら楽しく学び、学んだことを生かすことができる学習機会を提供します。

また、市民一人ひとりの可能性を広げるため、生涯にわたって必要な知識や時代の変化に柔軟に対応できるスキルを身に付けることができるよう、大学や研究機関なども含めた様々な主体と連携し、多様で質の高い学習機会を提供します。

公民館や図書館、博物館などの生涯学習・社会教育施設においては、それぞれ機能の充実を図ります。



2 地域の学びを通じた絆づくり・地域づくりの促進

地域コミュニティの維持・活性化に取り組んでいくため、地域課題の解決に向けた学びを通じて、地域の担い手を育成するとともに、多様な主体と連携しながら、学んだ成果を地域での活動に生かす「学びと活動の好循環」により、多世代にわたる絆づくりや活気ある地域づくりを促進します。



成果指標

① 学習機会があると思う市民の割合

生涯にわたって学ぶ機会が提供できているかを見る指標
(対応する取組の方向1)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
55.8%	58.0%	60.0%

② 学習成果を生かしている市民の割合

学んだことを生かすことができる学習機会が提供できているかを見る指標
(対応する取組の方向1・2)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
59.9%	62.5%	65.0%

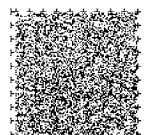
③ 公民館をはじめとした社会教育事業の運営に新たに携わった市民の人数【累計】

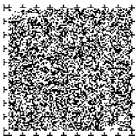
社会教育事業を通じて、地域の担い手の育成・充実が図られているかを見る指標
(対応する取組の方向2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
一人	2,600人	5,200人



市民大学





目指すまちの姿Ⅱ 笑顔で健やかに暮らせるまち

政策3 共に支え合い、いきいきと暮らせる社会をつくります

施策6	地域福祉の推進	56
施策7	生活に困窮する人の自立支援	58
施策8	地域包括ケアシステムの充実と 高齢者の社会参加に向けた取組の推進	60
施策9	障害のある人の地域生活の支援と 社会参加に向けた取組の推進	62

政策4 健康で心豊かに暮らせる社会をつくります

施策10	健康づくりの推進	64
施策11	医療体制の充実	66

政策5 個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります

施策12	多文化共生の推進と世界平和の尊重	68
施策13	人権の尊重と男女共同参画の推進	70

序論

構
想
本

計
基
本
画

I

II

III

IV

V

VI

テ
ー
マ
重
点

緑
区

中
央
区

南
区

資
付
料
属



現状と課題

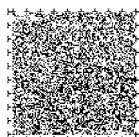
身近な地域における支え合い活動の中心となるサロン※¹の増加など、地域住民が支え合うための体制が充実してきている一方、ひとり暮らしの高齢者の増加やコミュニティの希薄化により、高齢者、障害のある人、生活に困窮する人、ひきこもり状態にある人など、生活に課題を抱えたり支援を必要としている方が、地域で孤立したり、制度の狭間で支援に結びつきにくくなるなどの課題があります。

このため、誰もが住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせるよう、福祉サービスなどを利用しながら、市民が世代や分野、「支え手」「受け手」という関係を超えて、相互に支え合う地域共生社会を実現することが必要です。また、誰もが快適な日常生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザイン※²の考え方にに基づき、公共施設、公共交通などのハード面、情報、コミュニケーションなどのソフト面の両面におけるバリアフリー化の推進が必要です。



サロンの様子

- ※1 【サロン】
地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画し、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動のこと。高齢者、障害のある人、子どもとその保護者を対象とした対象者別のサロンや、誰でも自由に参加できるサロンがある。
- ※2 【ユニバーサルデザイン】
障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、できる限り全ての人が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。
- ※3 【バリアフリー】
障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去を指すことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。



取組の方向

1 福祉コミュニティづくりと包括的な支援体制の整備

福祉への理解と意識の向上を図るとともに、地域の課題解決に向けて、参加と連携により地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりを進めます。また、地域における複雑・多様化した課題の解決に向けて、高齢、障害、子育てなどの各福祉分野が連携して支援に取り組むとともに、包括的な支援体制の整備を進め、地域共生社会の実現を目指します。



2 バリアフリー※³による福祉のまちづくりの推進

誰もが公共施設、公共交通などを快適に利用できるよう、道路、公園、駅、住宅などのバリアフリー化を進めるなど、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、福祉のまちづくりの推進に取り組めます。



成果指標

① 福祉コミュニティづくりの推進度 (地域で互いに助け合い、支え合っていると思う市民の割合)

地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりが進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
56.6%	60.1%	63.9%

② 「地域住民による相談窓口」の機能を持つ地区の数【累計】

地域における困りごとの相談を受け止める地区ボランティアセンターなどの設置により、地域全体で支え合う福祉コミュニティづくりが進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
9地区	14地区	18地区

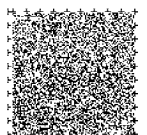
③ バリアフリー化に満足している市民の割合

誰もが快適な日常生活を送ることができる福祉のまちづくりに向けた取組が進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向2)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
29.3%	35.0%	39.0%



ユニバーサルデザインによるコミュニケーションボード



現状と課題

社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至る要因が複雑・多様化しており、自ら課題を解決することが困難である場合も少なくないため、安心して日常生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに応じた丁寧な支援により課題の解決を図るとともに、生活保護制度の利用が必要となった場合には、適正な保護の実施により生活の保障と自立に向けた支援を進める必要があります。

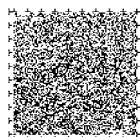
また、子ども・若者の将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、そして貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、ひとり親家庭等の自立の支援や子どもの居場所づくりなどを進める必要があります。



学習支援の様子

※4 【自立支援相談窓口】

生活に困窮する人の自立に向けて、地域のネットワークを構築しながら、包括的・継続的な相談支援を行うとともに、就労やその他の支援体制を整備し、生活に困窮する人の自立を支援するもの。



取組の方向

1 生活の安定と自立に向けた支援

相談支援などの自立支援の取組や、関係機関や地域との連携による支援体制の構築により、生活に困窮し支援を必要としている人の自立を促進し、生活の安定を図ります。また、ひとり親家庭等の自立や、子どもの居場所づくりの取組を支援します。



2 生活保護制度利用世帯への支援

生活保護制度による支援を必要とする世帯に対し、適正な保護を実施するとともに、相談・支援体制の充実を図り、自立を促進します。



成果指標

① 就労支援の決定率
(生活困窮者自立支援相談窓口^{※4}における相談者のうち、就労支援が決定した割合)

相談者のニーズ等に応じた自立支援が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
28.1%	37.6%	45.2%

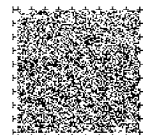
② 就労支援事業の参加率
(就労支援事業の対象となる生活保護制度利用者のうち、就労支援事業に参加した割合)

生活保護制度利用者のニーズ等に応じた自立支援が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
59.9%	61.9%	63.5%



生活困窮者相談窓口



地域包括ケアシステムの充実と 高齢者の社会参加に向けた取組の推進

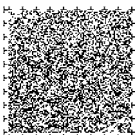
現状と課題

超高齢社会において、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、8050問題^{※5}や育児と介護のダブルケアなどの複合的な課題も生じている中、誰もが住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自立した日常生活を送ることができるための取組が求められています。

このため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的かつ継続的に提供されるとともに、高齢者等を地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の充実や、高齢者の地域活動への参加や就労の支援などの社会参加に向けた取組の推進が必要です。



- ※5 **【8050（はちまるごーまる）問題】**
80歳代の親が50歳代のひきこもりの子どもを経済的に支えている世帯が、介護や生活困窮の悩みを抱えたまま、助けを求められず社会から孤立してしまうこと。
- ※6 **【いきいき百歳体操】**
高齢者の筋力向上を主な目的として高知市で考案された体操。調整可能な重りのバンドを手首や足首に巻き、映像に合わせてゆっくりと手足を動かす。
- ※7 **【日常生活圏域】**
市町村が、その住民が日常生活を送っている地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の状況その他の条件を勘案して定める区域。
本市では、公民館区を基本とし、当該圏域の高齢者人口が1万人を超える地域はこれを分割し、圏域を設定している。



取組の方向

1 地域包括ケアシステムの充実

ひとり暮らしの高齢者や介護家族などに適切な支援が行われるよう、日常生活圏域※7において、地域包括支援センター※8を中心に、高齢者等を見守り、支える地域づくりを推進します。さらに、在宅医療・介護の連携や高齢者等の権利擁護、自立支援、介護予防と重度化防止の取組を進めるとともに、住民主体による支え合いの活動や身近な通いの場の普及、外出しやすい環境の整備などの取組も進め、地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の充実を図ります。



2 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進

共生と予防の取組に重点を置き、当事者の視点に立った普及啓発と支援を行うとともに、適時・適切な医療、介護などの提供を行う地域ネットワークの整備・強化を図り、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりを推進します。



3 介護サービス基盤の充実

介護を支える人材の確保・定着・育成のための取組の推進や介護サービスの質の向上を図るとともに、安定的な介護サービスの供給体制を確保することで、高齢者が安心して介護サービスを受けることができる基盤の充実を図ります。



成果指標

① 要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢

介護予防の取組の推進が図られているかを見る指標
(対応する取組の方向1)

基準値(平成30年)	中間目標(令和5年)	最終目標(令和9年)
78.5歳	79.1歳	79.5歳

② 認知症サポーター※9の養成数【累計】

認知症の人とその家族にやさしい地域づくりが推進されているかを見る指標
(対応する取組の方向1・2)

基準値(平成30年)	中間目標(令和5年)	最終目標(令和9年)
44,488人	74,488人	98,500人

③ 介護人材の不足感

高齢者が安心して介護サービスを受けることができる基盤の充実が図られているかを見る指標
(対応する取組の方向1・3)

基準値(平成30年)	中間目標(令和5年)	最終目標(令和9年)
69.9%	68.9%	68.1%

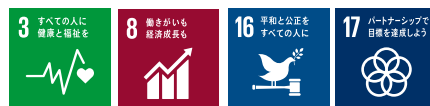
④ 生きがいがあると感じている高齢者の割合

高齢者の社会参加や生きがいづくりに向けた取組の推進が図られているかを見る指標
(対応する取組の方向1・4)

基準値(令和元年)	中間目標(令和5年)	最終目標(令和9年)
77.5%	78.7%	80.0%

4 高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組の推進

高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かすことができるよう、ボランティア活動や世代間交流、伝統文化伝承活動などを支援する環境づくりを進めるとともに、関係機関などとの連携による就労支援を図り、高齢者の社会参加と生きがいづくりに向けた取組を推進します。

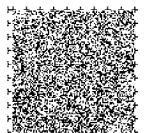


※8 【地域包括支援センター】

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職を置き、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のための必要な援助、支援を包括的に行う地域包括ケア推進の中核機関として設置。本市では愛称を「高齢者支援センター」としている。

※9 【認知症サポーター】

認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする者。認知症サポーター養成講座の受講が必要。本市では独自にシンボルマークを作成し、その養成を進めている。



序論

構想本

計画本

I

II

III

IV

V

VI

重点
テーマ

緑区

中央区

南区

資付
料属

障害のある人の地域生活の支援と社会参加に向けた取組の推進

政策3 共に支え合い、いきいきと暮らせる社会をつくり出します

現状と課題

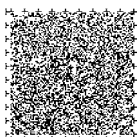
国による制度改正に伴い障害福祉サービスなどの支援が充実し、サービス利用者の増加や地域生活への移行が図られている一方、障害の重度化や障害のある人の高齢化の進行など、障害のある人や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、障害等に関する理解の促進、誰もが住み慣れた地域で自らの望む生活を送るためのサービスを提供できる体制の充実、就労環境の充実といった障害のある人の自立及び社会参加の支援などを総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会を実現することが求められています。



療育の様子（作業療法）

- ※10 【就労継続支援事業所】
一般企業などにおける就労が困難な障害のある人に対し、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行う事業所。
- ※11 【共同生活援助（グループホーム）】
介護を要する障害のある人に対する、共同生活の場における、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護などの支援。
- ※12 【福祉研修センター】
障害者支援センター松が丘園にある機能。
市内障害福祉サービス事業所等の職員の質の向上を図るため、障害福祉基礎研修や支援技術向上研修などを実施。



取組の方向

1 障害等に関する理解促進と権利擁護

障害のある人や障害者団体等と連携しながら、広く市民に対して、障害等に関する理解を促進することにより、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に取り組みます。



2 障害のある人の地域生活の支援

障害特性などに応じた支援の充実、本人の意思を尊重した支援の提供など、障害のある人が安心して地域生活を送るための取組を進めます。



3 福祉人材の確保とサービスの質の向上

障害福祉サービス事業所やボランティア団体などにおける福祉人材の確保・定着に向けた取組を進めるとともに、研修などを通じた人材の育成などにより、質の高い福祉サービスの提供を図ります。



4 障害のある子どもへの支援の充実（施策1再掲）

障害のある子どもに対する相談機能とサービス支援の充実により、障害を早期に発見し適切な療育を行うとともに、民間療育支援施設への技術支援の充実や関係機関との連携体制を構築するなど、医療的ケア児や重症心身障害児を含め障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりやライフステージに応じた切れ目のない支援を進めます。



成果指標

① 地域の中で障害のある人への理解が進んでいると思う市民の割合

障害等に関する理解促進に向けた普及啓発が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
40.3%	46.8%	52.0%

② 共同生活援助（グループホーム）※11の利用人数【累計】

障害のある人の地域生活の場となる共同生活援助（グループホーム）の利用人数を測ることで、安全で安心して地域生活を送るための取組が進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
742人	913人	1,020人

③ 福祉研修センター※12の実施する研修を受講した障害福祉サービス事業所等従事者数【累計】

研修などを通じた人材の育成などにより、質の高い福祉サービスの提供が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向3)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
1,405人	2,000人	2,240人

④ 療育相談、発達障害相談者数（施策1再掲）

障害のある子どもやその家族が身近な地域で安心して生活できる環境づくりが図られているかを見る指標 (対応する取組の方向4)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
1,858人	2,040人	2,200人

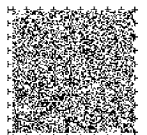
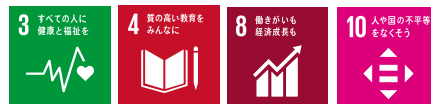
⑤ 一般就労への移行人数（障害福祉サービス事業所で就労訓練を受け、一般就労に結びついた人数）

一般就労に結びついた人数を測ることで、就労環境の充実が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向5)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
143人	234人	360人

5 障害のある人の就労環境の充実

障害福祉サービス事業所から一般企業への就労促進や就労継続支援事業所※10の工賃向上などの支援に取り組むとともに、障害のある人の市職員への雇用機会の拡大や、ハローワークなどの関係機関と連携した障害者雇用に向けた企業への働きかけなど、充実した就労環境づくりに取り組みます。



序論

構基本

計基本

I

II

III

IV

V

VI

重点
テーマ

緑区

中央区

南区

資付
料属

現状と課題

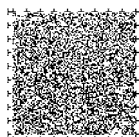
心身の健康は、日々を快適に過ごすために大切なものです。運動習慣を有する市民の割合が増えるなど、市民の健康への意識は高まっている一方、超高齢化の進行や生活習慣病の増加などの課題が生じています。

こうした中、市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、市民自らが健康状態を自覚し、積極的に健康の増進を図るとともに、そうした取組を地域社会全体が支えていくことが必要です。

また、自殺死亡率が減少傾向にあるものの依然として高いことから、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すとともに、うつ病や依存症などの精神疾患、ひきこもり状態などによる生きづらさや孤立に対する支援を含めて、市民の心の健康づくりに対する支援が求められています。



「ラジオ体操・みんなの体操講習会」の様子



※13 【ゲートキーパー】

自殺対策において、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

取組の方向

1 健康づくりと生活習慣病予防対策の充実

運動の習慣化や健康的な食習慣の形成など、市民が主体的に取り組む健康づくりへの支援や、地域、学校、企業などと連携した効果的な健康づくりの取組を進め、生活習慣病の発症と重症化の予防などを図ることで、市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことを目指します。

3 すべての人に健康と福祉を



2 心の健康づくりと自殺総合対策の推進

うつ病などの心の病に対する対策や自殺の防止などを図るため、専門相談の体制づくりや普及啓発活動など、心の健康づくりに関する取組や自殺総合対策を推進します。

3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



8働きがいも経済成長も



10人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



精神保健福祉普及運動週間における啓発コーナー

成果指標

① 自分が健康であると感じている市民の割合

市民一人ひとりが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすための取組が進んでいるかを見る指標
(対応する取組の方向1)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
81.4%	82.8%	84.3%

② 健康のために取り組んでいることがある市民の割合

市民の健康づくりへの意識が向上し、積極的に健康の増進が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
71.8%	73.8%	75.4%

③ 健康診断の受診率 (1年間に健康診断を受けた市民の割合)

市民の健康づくりへの意識が向上し、積極的に健康の増進が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
77.7%	79.7%	81.6%

④ ゲートキーパー^{※13}の養成数【累計】

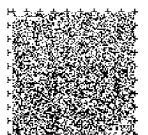
自殺総合対策が推進されているかを見る指標
(対応する取組の方向2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
4,697人	7,697人	10,100人

⑤ 精神疾患や心の健康に関して市に相談の窓口があることを知っている市民の割合

心の健康づくりに対する支援が図られているかを見る指標
(対応する取組の方向2)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
55.8%	57.9%	60.0%



序論

構基本

計基本

I

II

III

IV

V

VI

重点

テーマ

緑区

中央区

南区

資料

附属

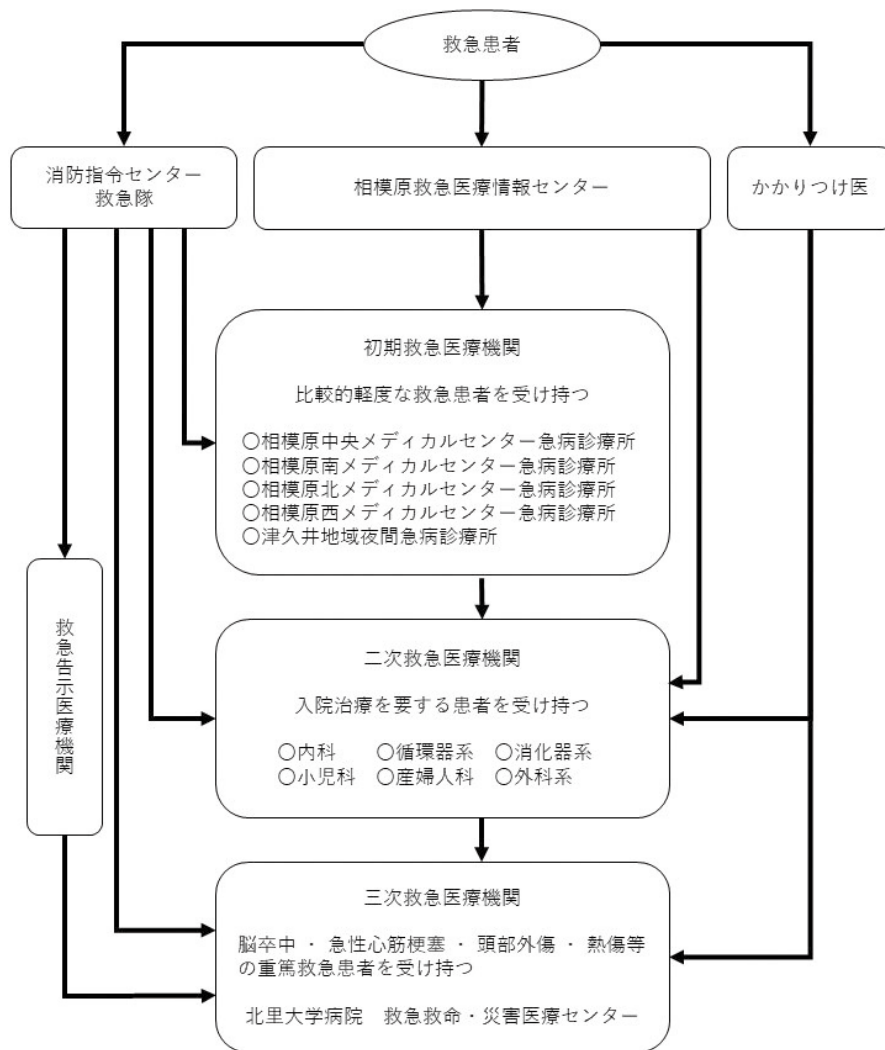
医療体制の充実

現状と課題

本市の医療体制については、医療関係団体と連携した初期から三次までの救急医療体制の確立により、安心して医療を受けられると感じている市民が増えている一方、超高齢化の進行による在宅医療や救急医療の需要の増大、中山間地域の地域医療体制の確保、疾病構造の変化に伴う医療需要への対応などの課題が生じています。

このため、充実した救急医療体制の確保や救命救急に関する啓発、医療従事者の確保・養成など、今後も市民が安心して医療を受けられるための取組が必要です。

○救急医療体制図（休日・夜間）



※14 【初期救急医療機関】

救急患者の中でも最も多い比較的軽症の患者に対応する医療機関。

【二次救急医療機関】

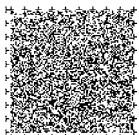
初期救急医療機関からの転送患者や入院治療を必要とする救急患者を受け入れる医療機関。

【三次救急医療機関】

初期、二次救急医療機関、救急告示医療機関や救急隊等との連携をもとに、脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷等の重篤救急患者を受け入れる医療機関。

※15 【救急業務の高度化】

「救急救命士に対する指示及び救急隊員に対する指導・助言体制」、「救急活動の医学的観点からの事後検証体制」、「救急救命士の研修」の充実等を進め、救急隊員の資質を向上し、救命効果の更なる向上を図ること。



取組の方向

1 地域医療体制の充実

病院や診療所をはじめ歯科医療機関、薬局などの連携を促進することにより、疾病の状況に応じて適切な医療を提供することができる体制づくりを進めるとともに、総合的な診療能力を有する医師など地域医療を支える人材の確保や在宅医療への支援の充実を図り、かかりつけ医などの普及・定着に向けた取組を進めます。

3 すべての人に健康と福祉を



2 救急医療体制の確保

初期救急医療機関から三次救急医療機関^{※14}までの充実した救急医療体制の確保により、休日・夜間における急病患者に対し、適切な医療を提供します。

また、救急業務の高度化^{※15}を推進するとともに、メディカルセンター急病診療所や救急車の適正利用の普及啓発、救急隊の適正配置などにより、増加する救急需要への対応を進めます。

3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



成果指標

① かかりつけ医の普及率 (かかりつけ医を持っている市民の割合)

地域医療を支える人材の確保や在宅医療への支援の充実が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向1・2)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
57.6%	61.1%	64.6%

② 救急隊員からの収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合

救急医療体制の確保が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
95.3%	96.5%	97.4%

序論

構基本

計基本

I

II

III

IV

V

VI

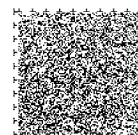
重点
テーマ

緑区

中央区

南区

資料
付属



現状と課題

外国人市民^{※17}の増加や定住化が進む中、国際交流や協力などの機会を通じて、市民の国際感覚の醸成と相互理解の促進を図り、誰もが暮らしやすく、活力ある地域社会を形成するための取組が求められています。

このため、異なる文化や習慣を尊重し合う多文化共生のまちづくりの推進を図る必要があります。

また、世界には今なお紛争の絶えない地域が数多くあり、世界の恒久平和を実現することは、唯一の戦争による被爆国である我が国だけに限らず、世界共通の願いです。

このため、より多くの市民の参加を得て平和意識の普及啓発を展開し、一人ひとりが国際社会の一員として、世界平和の実現を目指した社会づくりを進める必要があります。



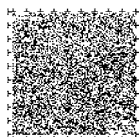
市民平和のつどい「相模原市平和大使 広島市派遣報告」

※16 【多文化共生】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

※17 【外国人市民】

外国籍の市民又は、国籍が日本であっても外国文化を背景に持つ市民（海外からの帰国者、国際結婚により生まれた人、日本国籍取得者など）のこと。



取組の方向

1 多文化共生の推進

市民が異なる文化や習慣を尊重し、相互理解を深めていく中で、主体的に交流し、協働することにより、国籍を問わず誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。



2 国際交流・国際協力の推進

市民、市民活動団体などが活発に交流を重ねることにより、市民一人ひとりの国際感覚の醸成や地域の活性化を図ります。



3 平和意識の普及啓発活動の推進

世界平和の実現に向け、相模原市核兵器廃絶平和都市宣言（昭和59年議決）を踏まえた、「市民平和のつどい」の開催を通じ、平和意識の普及啓発を図るなど、世界平和に貢献する活動を進めます。



平和・原爆ポスター展

成果指標

① 多文化共生の実現に向け取り組んだ市民の割合

国籍を問わず誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいるかを見る指標
(対応する取組の方向1・2)

基準値（令和元年）	中間目標（令和5年）	最終目標（令和9年）
28.5%	30.9%	33.3%

② 世界平和の実現に向けた取組に参加している市民の割合

平和意識の普及啓発により、世界平和に貢献する活動が進んでいるかを見る指標
(対応する取組の方向3)

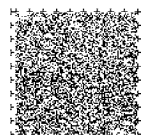
基準値（令和元年）	中間目標（令和5年）	最終目標（令和9年）
40.6%	42.0%	43.5%



日本語教室



相模原市平和大使による折り鶴の奉納



現状と課題

近年、人権意識の高まりが見られるものの、依然として性別、年齢、障害などを理由とする様々な人権問題があるほか、性的少数者への偏見や差別、特定の国や民族に対するヘイトスピーチ^{※18}などの課題も顕在化しています。

このため、あらゆる施策に人権尊重の理念を反映させるとともに、人権教育・人権啓発を進めることにより、個性の尊重という基本的人権の根幹的な理念を社会全体で共有していく必要があります。

また、働く場における女性の活躍推進などが社会全体として進められている一方で、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く存在しているほか、配偶者などに対する暴力の問題も存在しています。

このため、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮できるよう、あらゆる分野における男女共同参画を推進するとともに、配偶者などに対する様々な暴力をなくす取組を推進していく必要があります。



ホームタウンチームの試合会場での人権啓発活動



市民まつりでの人権啓発パネル展



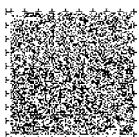
人権啓発シンポジウム

※18 【ヘイトスピーチ】

人種、国籍、思想、性別、障害、職業、外見などを理由に、個人や集団に対し、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現。

※19 【ドメスティック・バイオレンス】

配偶者、恋人等の親密な関係にある者又はあった者からの暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす行為。



取組の方向

1 人権尊重のまちづくりの推進

学校や家庭などあらゆる場を通じ、人権教育・人権啓発を進めるとともに、相談機関や関係機関の相互の連携による相談・支援体制の充実に取り組みます。

また、性的少数者への偏見や差別、ヘイトスピーチなどの人権問題に対し、多様な主体と連携した効果的な啓発活動などの取組を推進します。



2 男女共同参画の推進

様々な啓発活動を行うことにより、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、働く場における女性の活躍推進や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など性別にかかわらず誰もが充実した職業生活や、家庭・地域生活を送ることのできる環境づくりに取り組むなど、あらゆる分野における男女共同参画を推進します。

また、配偶者などに対する様々な暴力をなくすため、ドメスティック・バイオレンス※19防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携した相談・支援などに取り組みます。



男女共同参画に関する様々なイベントを行うソレイユフェスタ

成果指標

① 人権が尊重されていると思う市民の割合

市民の人権意識を測ることで、人権尊重のまちづくりが図られているかを見る指標（対応する取組の方向1・2）

基準値（令和元年）	中間目標（令和5年）	最終目標（令和9年）
65.2%	66.2%	67.2%

② 男女の役割を固定化するような考え方に反対する市民の割合

性別による固定的な役割分担意識を測ることで、男女共同参画が推進されているかを見る指標（対応する取組の方向2）

基準値（令和元年）	中間目標（令和5年）	最終目標（令和9年）
79.9%	81.0%	82.0%

③ 市の審議会等における女性委員の割合

女性の活躍推進が図られているかを見る指標（対応する取組の方向2）

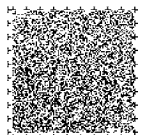
基準値（平成30年）	中間目標（令和5年）	最終目標（令和9年）
33.9%	37.3%	40.0%

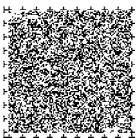


市内大学での男女共同参画啓発活動



市民啓発キャラクター さがみん





政策6 災害に強い都市基盤と地域社会をつくります

施策14 災害対策の推進	74
施策15 消防力の強化	76

政策7 安全で安心な市民生活を守ります

施策16 保健衛生体制の充実	78
施策17 防犯や交通安全・消費者保護対策の推進	80

政策8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります

施策18 暮らしやすい住環境の形成	82
施策19 魅力的な景観の形成	84



現状と課題

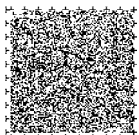
近年、震災や水害などの甚大な被害をもたらす災害が全国各地で発生しており、本市においても、台風による大規模な土砂災害などの被害が発生しています。このような災害は、いつ発生するか予測することが難しく、日頃から発生に備えた安全対策を講じておくことが求められています。

これまで、災害に強い都市基盤を形成し、市民一人ひとりが災害に対し備えるよう、防災・減災の取組を進めてきましたが、想定外の事態をなくすべく、今後も他自治体などとの連携を図りながら更なる取組を進め、災害に強いまちづくりを進める必要があります。



総合防災訓練

- ※1 **【延焼遮断帯】**
市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設。
主に道路、河川、鉄道、公園、緑道などの都市施設とその沿道などの不燃建築物を組み合わせることにより構築する。
- ※2 **【緊急輸送道路】**
緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。緊急輸送の骨格を成す広域ネットワークやその路線を補完し地域的ネットワークを形成する路線、市災害対策本部と防災備蓄倉庫や広域防災活動拠点、避難所等を結ぶ路線などを県や市が指定する。
- ※3 **【九都県市合同防災訓練】**
政治・経済などの中枢機能が集積した首都地域である九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）が合同で、首都直下地震や南海トラフ地震等、首都圏に大きな被害をもたらすことが懸念される地震を想定し、市民、防災関係機関及び国と連携・協力して実施する訓練。



取組の方向

1 災害に強い都市基盤の整備

災害発生時の被害を軽減するための適正な居住誘導方を検討するとともに、道路、公園などの整備に合わせた延焼遮断帯^{*1}形成の推進、住宅・建築物、ブロック塀などの安全性に関する意識啓発や耐震化の促進を図ります。

また、避難場所や避難路の確保、緊急輸送道路^{*2}などの土木関連施設の耐震化や無電柱化、山間部や河岸段丘にある道路における土砂災害の未然防止などを図ります。

さらに、雨水管の整備や河川改修、雨水流出抑制施設の機能向上など、浸水被害の軽減・解消を図ります。



2 地域防災対策の充実

災害時には市民の防災意識や地域防災力、他自治体及び関係機関との連携が重要となるため、九都県市合同防災訓練^{*3}や各種個別訓練を通じて、災害対応能力の向上を図ります。

また、災害時に備え、備蓄食料、備蓄資機材などの充実や保健医療救護体制の強化を図るとともに、災害時要援護者の把握や避難支援体制の構築を促進します。

さらに、ひばり放送をはじめとする通信設備の適切な維持管理と更新に加え、様々な状況に対応した新たな情報伝達手段の整備を進めることにより、市民に緊急情報を的確に伝えるとともに、災害時に電話回線が断絶した場合にも災害対策本部と避難所等との通信を確保し、迅速な対応ができるようにします。



成果指標

① 住宅の耐震化率

地震に対する対策が推進されているかを見る指標
(対応する取組の方向1)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
91.2%	93.7%	95.7%

② 防災意識の向上度

(災害対策をしている市民の割合)

市民の自助の取組状況を測ることで、防災意識の向上を見る指標
(対応する取組の方向2)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
54.8%	57.3%	59.3%

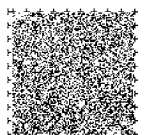
③ 緊急情報の伝達率

市が発令する避難情報(避難勧告など)の取得状況を測ることで、避難情報が市民に的確に伝わるかを見る指標
(対応する取組の方向2)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
99.6%	99.6%	99.6%



無電柱化事業 (県道46号相模原茅ヶ崎)



現状と課題

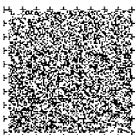
高度救助体制^{※4}の確立や救急業務の高度化など消防・救急体制が着実に充実し、火災発生件数も減少傾向にある一方、生命・財産を脅かす災害や事故はこれまで以上に大規模かつ複雑・多様化の傾向にあります。首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震や豪雨による大規模水害、テロ災害などが発生した際の対応など、消防の役割はますます重要となっています。

また、超高齢化の進行を背景として救急需要が増大する中、救急業務を安定的かつ持続的に提供し、救命率の向上を図るなど、その対策が求められています。



特別高度救助隊（スーパーレスキューはやぶさ）

- ※4 **【高度救助体制】**
高度な救助用資機材及び人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で構成する「特別高度救助隊」を備えた地域の実情に合わせた特色のある救助体制。
- ※5 **【予防救急】**
救急車が必要になるような病気やケガを未前に防ぐ取組のこと。
- ※6 **【AED】 Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）**
心臓が心室細動（不整脈の一種）という状態になった時、電気ショックを与え、心臓本来のリズムを回復させる機器。



取組の方向

1 効果的な消防・救急体制の構築

消防車両などの整備、各種資機材や消防部隊の適正な配置を図ります。

また、救急需要の将来推計を踏まえた新たな救急隊配置などに併せ、消防署所の移転整備を進め、火災、救急、救助などの様々な災害や事故への対応力の強化を図ります。



2 消防団機能の充実

消防団の加入促進や「消防団協力事業所表示制度」などの周知を継続して行い、事業所の理解と協力を得ることで、消防団員の確保を図るとともに、消防団の活性化及び活動環境の整備を推進します。



3 火災予防対策の推進

火災による被害を軽減させるため、防火対象物などにおける違反の是正を促進するなど火災予防に係る取組を推進します。



東日本大震災での救助活動

成果指標

① 火災による損害額

消防力が強化されているかを見る指標
(対応する取組の方向1・2・3)

基準値(平成30年)	中間目標(令和5年)	最終目標(令和9年)
272,214千円	266,463千円	260,712千円

② 火災件数

火災予防対策への取組状況を見る指標
(対応する取組の方向3)

基準値(平成30年)	中間目標(令和5年)	最終目標(令和9年)
142件	139件	136件

③ 応急手当実施率

(救急現場に居合わせた市民が応急手当を実施した割合)

市民による応急手当の普及状況を見る指標
(対応する取組の方向4)

基準値(平成30年)	中間目標(令和5年)	最終目標(令和9年)
47.4%	49.0%	50.6%

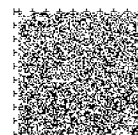
4 救急需要増加への対応と市民に対する応急手当の普及啓発

予防救急^{※5}や救急車の適正利用の普及啓発を推進し、超高齢化の進行などに伴い増加する救急需要に対応します。

また、応急手当普及員の養成や普及講習会、自主防災訓練などの機会を捉え、積極的に救急講習を実施し、応急手当のできる市民の増加を図るとともに、民間施設などに対してAED^{※6}の設置促進を図ります。



市民に対する応急手当の普及活動



序論

構基本

計基本

I

II

III

IV

V

VI

重点
テーマ

緑区

中央区

南区

資付
料属

現状と課題

地球温暖化の進行や国・地域を越えた人の往来の増加に伴い、感染症や食中毒の発生リスクが高まることが見込まれているほか、火葬需要の増加、動物の多頭飼育崩壊^{※7}などの課題が生じています。

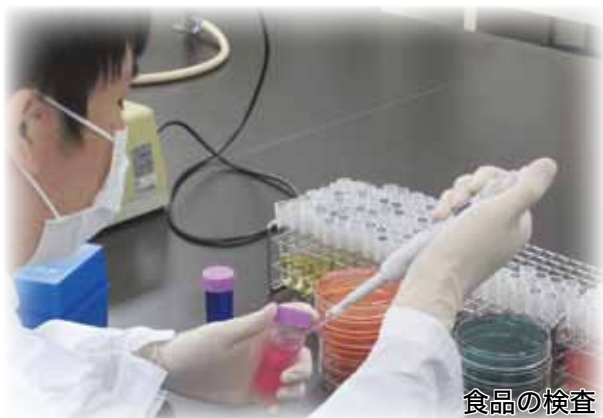
このため、保健衛生体制の充実に向け、感染症の予防・まん延防止対策及び食品衛生対策、動物愛護思想の普及、斎場（火葬場）の整備・充実などの取組を進める必要があります。



食中毒予防キャンペーン



食品衛生に関する講習会

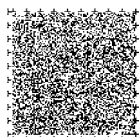


食品の検査



動物愛護キャンペーン

- ※7 **【多頭飼育崩壊】**
飼養能力を超える多数の動物を所有し、又は占有し、結果として、適正な飼養が困難となり、飼育放棄により動物の健康が害されるとともに、排せつ物の堆積等により周辺的生活環境被害等を引き起こすこと。
- ※8 **【新興感染症】**
最近になって新しく出現した感染症。
【再興感染症】
古くからある感染症のうち近い将来克服されると考えられていたものの再び流行する傾向が出ている感染症。
【輸入感染症】
海外で感染して国内に持ち込まれる感染症。
- ※9 **【HACCP（はさっぷ）】 Hazard Analysis and Critical Control Point**
原材料の受入れから製品の出荷までの工程ごとに、食中毒菌による汚染や異物の混入などの危害を予測したうえで、特に重要な工程を継続的に監視し、記録することで、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。
- ※10 **【レジオネラ症】**
レジオネラ属菌という、自然界（河川、湖水、温泉や土壌など）に生息している細菌を原因とする細菌感染症。



取組の方向

1 感染症に関する保健衛生体制の強化

国や都道府県などと連携し、新興・再興感染症や輸入感染症^{※8}の発生状況に関する情報を収集するとともに、本市の地域特性に即した分析を加えた感染症情報を迅速に発信するなど、本市における感染症の予防・まん延防止対策及び保健衛生体制の強化を図ります。



2 食品衛生対策の推進

HACCP^{※9}に沿った衛生管理の普及推進や、監視指導の徹底及び食品、食中毒予防に関する衛生知識の普及啓発、食品に関する検査の拡充により、食に対する不安を解消し、食の安全と安心の確保を図ります。



3 生活衛生対策の推進

理・美容所や旅館、公衆浴場などの生活衛生関係営業施設への定期的な監視指導や中山間地における安全で良質な水の提供により、衛生的な生活環境の確保に努めます。

また、超高齢化の進行に伴う今後の火葬需要の増加に対応するため、斎場（火葬場）の整備・充実を図るほか、人と動物との共生社会の実現に向けた体制を構築し、動物愛護精神の醸成と適正飼養の普及啓発を推進します。



成果指標

① 結核罹患率

※人口10万人当たりの新規結核患者数

感染症の予防・まん延防止対策が図られているかを見る指標
(対応する取組の方向1)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
8.3	8.0	7.8

② 食品関係事業者などに対して実施する食品衛生に関する講習会の理解度

食の安全と安心の確保が図られているかを見る指標

(対応する取組の方向2)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
82.9%	83.3%	83.7%

③ ペットの所有明示を行っている飼い主の割合

(迷子防止等のための迷子札、マイクロチップ等の装着を行っている飼い主の割合)

動物愛護精神の醸成と適正飼養の普及啓発が図られているかを見る指標
(対応する取組の方向3)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
48.0%	51.6%	61.2%

④ 公衆浴場等における改善率

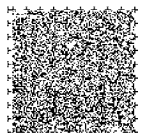
(レジオネラ症^{※10}の発生防止に係る改善率)

衛生的な生活環境の確保が図られているかを見る指標
(対応する取組の方向3)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
100%	100%	100%



猫の譲渡面接会



現状と課題

近年、市内の犯罪認知件数は減少しているものの、振り込め詐欺などの被害が頻発しており、引き続き、市民一人ひとりが自覚を持ち、地域での連帯意識の高揚を図りながら、関係機関や団体との密接な連携による防犯体制の充実など、地域の防犯力を高めることが求められています。

また、自転車や高齢者の交通事故の割合が高いことから、ガードレールなど交通安全施設の整備・充実に努めるとともに、地域が一丸となって交通安全意識の高揚を図るなど、交通マナーの向上や交通事故防止に向けた取組を積極的に行う必要があります。

さらに、消費者被害が複雑・多様化している中、消費者被害の未然防止と救済体制の充実を図るとともに、市民が自立した消費者になるための啓発・教育を一層進めていく必要があります。



交通安全教室



青パト^{※11}によるパトロール



新入学児童見守り



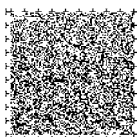
消費生活出前講座

※11 【青パト】

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に基づいて、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた団体が、青色回転灯を装備して運行する車両。

※12 【消費者教育】

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む）及びこれに準ずる啓発活動をいう。



取組の方向

1 地域防犯力の向上

警察、関係団体、地域団体と連携を図り、多様化する犯罪に関する情報共有や、防犯活動の推進により市民の防犯意識を高めます。

また、自主防犯組織などによる防犯活動の支援を行うとともに、夜間の安全確保のため防犯灯の整備に努めます。



2 交通安全対策の推進

警察、関係団体、地域団体と連携して自転車利用者、子どもや高齢者などに対する交通安全教育などの交通安全運動を推進します。

また、多発する自転車や高齢者による事故の根絶に向け、交通安全意識の高揚を図る取組などを進めるとともにガードレールなど交通安全施設の整備を推進します。



3 消費者の保護と自立の支援

複雑・多様化する消費者被害を防止するため、消費生活相談の充実及び見守りによる被害の未然防止と早期発見に取り組むとともに、自主的かつ合理的な判断ができる自立した消費者の育成を目指した消費者教育*12を推進し、市民の消費者としての安全の確保と自立の支援を進めます。



成果指標

① 住んでいる地域の防犯力を高める取組が進んでいると感じている市民の割合

地域防犯力を見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
36.4%	39.7%	43.3%

② 市内での高齢者の交通事故件数

交通事故の割合の高い高齢者の交通事故件数を測ることで、交通安全対策が推進されているかを見る指標 (対応する取組の方向2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
802件	752件	712件

③ 市内での自転車事故件数

交通事故の割合の高い自転車の交通事故件数を測ることで、交通安全対策が推進されているかを見る指標 (対応する取組の方向2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
771件	691件	627件

④ 消費生活に係る出前講座の満足度

(消費生活に係る出前講座のアンケートにおいて「役に立った」を選択した市民の割合)

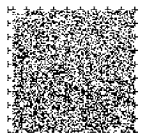
自立した消費者の育成が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向3)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
95.9%	96.4%	96.8%

⑤ 契約などのトラブルにあった時に相談する窓口を知っている市民の割合

消費者保護が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向3)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
40.5%	45.3%	50.0%



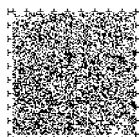
現状と課題

市営住宅の計画的な供給や住宅の耐震化の促進などにより、安全で安心なまちづくりが進んでいる一方、空き家の増加やマンションの老朽化などによる、防災、防犯、景観、衛生上の問題のほか、少子高齢化の進行や20歳代から30歳代までの就職・住宅購入世代の転出超過などに起因した、地域コミュニティの希薄化による住環境の質の低下が懸念されています。このため、多様な主体との連携・協働により、誰もが安全で安心して暮らせる住生活の実現や地域特性を生かした質の高い住環境の形成などに取り組むことが必要です。



市営住宅

- ※13 **【住宅セーフティネット】**
公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援の仕組み。
- ※14 **【住宅確保要配慮者】**
低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する者。
- ※15 **【住宅ストック】**
ある一時点における全ての住宅の量や既存住宅そのものを指す。
- ※16 **【長期優良住宅】**
長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅。



取組の方向

1 安心して暮らせる住生活の実現

就職・住宅購入世代である若年・子育て世帯がニーズに沿った住まいを選択し、確保できるようにするとともに、高齢者が住み慣れた地域で暮らしながら必要な介護などの支援を受けられる住環境を整備するなど、誰もが安心して暮らせる住生活の実現を図ります。

また、市営住宅などの公的賃貸住宅に加え、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット※13の構築により、住宅確保要配慮者※14の居住の安定を確保します。



2 良質な住宅ストックの形成と空家等の適正管理の促進

耐震、断熱・省エネルギー、耐久性などに優れた新築住宅の供給、建替えやリフォームの促進などにより良質な住宅ストック※15の形成を図るとともに、地域特性に応じた空き家の利活用と適切に管理されていない空家等の対策に取り組み、適正管理の促進を図ります。

また、マンションの適切な維持管理などの促進や住宅団地の再生によるコミュニティの維持・活性化を進めます。



3 地域特性を生かした住環境の形成

住宅・建築物の耐震化の促進などによる安全で快適な住環境の形成とともに、地域の特性を踏まえた住宅の規制・誘導を図ります。

また、地域の実情に応じた、住環境づくりへの支援、高齢者の見守り、子育て支援など地域課題の解決に向けた空き家を活用した「場」の提供などによる活動の支援、ライフスタイルに応じた多様な住み方のできる環境の整備を進めます。



成果指標

① 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住宅の供給が進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
2.9%	3.5%	4.0%

② 居住環境に対する満足度

(良好な居住環境が保たれていると思う市民の割合)

良好な居住環境が形成されているかを見る指標

(対応する取組の方向1・3)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
73.7%	76.9%	80.0%

③ 新築住宅における長期優良住宅※16の認定戸数

長期にわたり良好な状態で使用することができる良質な住宅ストックが形成されているかを見る指標 (対応する取組の方向2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
5,528戸	7,764戸	10,000戸

④ 適切な管理が行われていない空家等の解決率

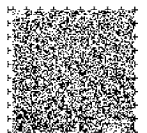
空家等の適正管理が図られているかを見る指標

(対応する取組の方向2)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
48.6%	48.6%	48.6%



光が丘エコタウン

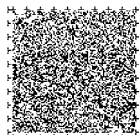


現状と課題

景観に配慮した建築物や身近な緑が増加するなど、市全域において景観誘導が着実に図られている一方、市特有の景観資源を生かした個性的な景観づくりは進んでいません。豊かな自然を有し、多様な都市機能を併せ持つ都市として、広域交流拠点の形成による風格のある市街地や、愛着や誇りの持てる周辺環境と調和したまちなみなどの魅力的な景観を形成するためには、多様な主体との連携・協働による地域特性に応じた景観づくりや貴重な景観資源の保全などに取り組む必要があります。



市役所さくら通り



取組の方向

1 地域の魅力を高める 景観づくり

建築行為を行う事業者などに対し、周辺環境と調和した色彩などの誘導を行い、豊かな自然と市街地の景観を良好に保ちます。

また、景観の保全の必要性が高い地区や新たなまちづくりを行う地区、良好なまちなみを印象付ける街路などに対し、地域の個性を生かした景観形成を進めます。

さらに、まちなみにふさわしい屋外広告物が設置されるよう、屋外広告物の規制や誘導により、潤いのある豊かな自然景観とにぎわいや風格のある市街地景観を形成し、地域の魅力を高めます。



2 心を豊かにする身近な 景観づくり

市民に親しまれている景観資源の保全・活用や、人々にやすらぎや潤いを与える身近な緑の創出などにより心を豊かにする景観形成を進めます。

また、歴史や文化を生かした景観や生態系に配慮した環境にやさしい景観を形成するほか、景観づくりへの関心を高めるための普及啓発などに取り組み、市民との共有財産であるより良い景観を次代に引き継ぎます。



成果指標

① 市街地の景観に満足している市民の割合

地域の魅力を高める景観づくりのうち市街地の景観づくりが進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
2.92ポイント*	3.04ポイント	3.10ポイント

*市民の満足度を5点満点で点数化したもの

② 自然景観に満足している市民の割合

地域の魅力を高める景観づくりのうち自然景観づくりが進んでいるかを見る指標 (対応する取組の方向1)

基準値 (令和元年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
3.50ポイント*	3.50ポイント	3.50ポイント

*市民の満足度を5点満点で点数化したもの

③ 道路沿いの緑化 (接道緑化) の長さ【累計】

接道緑化の長さ (景観に関する事前協議によるもの) を測ることで、身近な緑の創出が図られているかを見る指標 (対応する取組の方向1・2)

基準値 (平成30年)	中間目標 (令和5年)	最終目標 (令和9年)
10,676m	15,300m	18,200m



小原宿本陣

